特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、個人住民税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法の規定により、個人住民税の賦課・証明書発行・通知書発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人住民税台帳の照会 ②個人市民税の賦課 ③課税証明書、非課税証明書の発行
③システムの名称	住民税システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条
4. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに地方税法等平成26年内閣府・総務省令第7号の第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条
5. 評価実施機関における	旦 当部署
①部署	税務課、西吉野支所、大塔支所
②所属長の役職名	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	
請求先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
連絡先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報	般ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事故	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され	
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない	
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におるリスクへの対策は十分で		て、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生す 。

9. 監	查					
実施の	有無	[O] 自己点検	[] 内部	监査 [〕外部監査	
10. 従	業者に対する教育・啓	発				
従業者	一に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分に行 3)十分に行	:入れて行っている テっている	
11. 最	も優先度が高いと考え	えられる対策	1]全項目評価又に	は重点項目評価を実	施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	[3) 権限のない者によって <選択肢> 1) 目的外の入手が行わた 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークで 7) 情報提供ネットワークで 8) 特定個人情報の漏えに 9) 従業者に対する教育・	れるリスクへの対象 事務に必要のない 不正に使用される な使用等のリスクへ うわれるリスクへの システムを通じて目 システムを通じてる い・滅失・毀損リスク	を 対情報との紐付けが行 リスクへの対策 の対策 対策(委託や情報提供ネッ 目的外の入手が行われる	ットワークシステムを通じた提 れるリスクへの対策	
当該対	策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が列	・入れている うる きされている	
	判断の根拠	特定個人情報の入手は、基幹 て必要な権限を登録されない に使用されるリスクへの対策(と特定個人情報を	取得することはできな		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I,3、法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項並びに 地方税法等	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I,4、②法令上の根拠	番号法第19条第1号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、62、64、65、66、67、70、71、74、90、94、97、67、62、62、64、65、66、67、70、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、71、74、90、94、97、97、97、97、97、97、97、97、97、97、97、97、97、	番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項平成26年内閣府・総務省令第7号の第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I,5、②所属長	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 大谷悟 大塔支所長 田中 稔泰	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成28年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	1糸剱刀	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
T # 00 F 4 F 4 F	111 ク 取扱差数 11つ時点の	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
平成31年4月1日	係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	VI, リスク対策			事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針の一部変更に伴い、基礎項目評価書の様式が変更されたため。
令和2年4月1日	I,5、②所属長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A 1= a 1= 1 = 1	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
A 1= a 1= 1 = 1	Ⅲ 1 対象人数 いつ時点の	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
今和3年4日1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,4.法令上の根拠	34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、		事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年10月21日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
今和7年10日21日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月21日	VI, リスク対策	新設のため記載なし		事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針の一部変更に伴い、基礎項目評価書の様式が変更されたため。